

子どもの授業評価を活用した社会科授業改善の方法

—子どもに開かれた授業検討方法の構築をめざして—

Methods of Improving Social Studies Classes by Using Children's Class Evaluations:
For Discussing Social Studies Classes with Children

藤 瀬 泰 司

(熊本大学)

キーワード：子どもの授業評価，授業改善，社会科，社会問題学習

Key Words：Class Evaluation by Children, Class Improvement, Social Studies, Teaching Social Issues

I. 問題の所在—授業検討方法に係わる課題—

1978年に『社会科授業構成の理論と方法』¹⁾が刊行されて以来，教授計画書を開発して授業理論の妥当性を吟味する授業開発研究が数多くなされてきた²⁾。教授計画書とは，教師が自らの授業理論に基づいて作成した授業計画書のことであり，授業を通して加筆したり修正したりすることを前提にした授業試案である³⁾。それゆえ，教授計画書にしたがって授業を実施すれば，教師は，その計画書のよしあしを検討して授業理論の妥当性を吟味することができる。従来の授業開発研究は，教授計画書の開発という研究手法を提起することによって，教師の批判に開かれた授業検討方法を構築した点で高く評価することができる。

しかしながら，これまでの授業開発研究は，子どもの意見を授業の開発や改善に役立てる手立てを具体的に示していない点で限界があるのではないだろうか。なぜなら，このような研究方法だけでは，子どもが授業のステークホルダーとして意見表明権をもつ存在であることを教師に自覚させることができず，その権利を子どもに行使させることができないという課題を生み出してしまからである⁴⁾。そのため，民主的な国家・社会の形成者をより民主的な方法で育成しようとするれば，教師だけでなく子どもの批判にも開かれた授業検討方法を構築する必要があるわけである。

それでは，子どもの批判に開かれた形で授業を検討するためには，どのような研究方法を提起すればよいのだろうか。本稿では，この問いに答えるために，子どもの授業評価を活用して社会科授業を改善するという研究方法を提起したい。こ

でいう子どもの授業評価とは，教科目標に照らして社会科を定義し，その定義を視点にして子どもに授業を評価させるという評価方法である。そのため，この方法に基づいて授業評価を計画し実施すれば，子どもは社会科の定義に照らして授業に対する意見を述べるができるため，教師はその意見を参考にして授業の改善をよりよく図ることができるのではないだろうか。

以上のような問題意識のもと，本稿では，子どもの授業評価を活用した社会科授業改善の方法を提起することによって，子どもに開かれた授業検討方法のあり方を具体的に示すことを目的とする。なお，社会科の定義に即して授業を子どもに評価させると言っても，その定義は，社会科学科や社会問題科など授業者のスタンスによって異なると考えられる。そこで，本稿では，筆者が開発した単元「性同一性障害問題を考える」の授業を事例にして，社会問題科における子どもの授業評価の活用方法について検討することにしたい。

II. 子どもが授業評価を行う社会科授業の概要

—単元「性同一性障害問題を考える」—

単元「性同一性障害問題を考える」は，性同一性障害問題を社会問題の実在論ではなく唯名論の視点で教材化し，子どもに公正な性秩序のあり方を考えさせる社会問題科の授業である⁵⁾。本単元の授業構造は，次頁の表1の通りである⁶⁾。

第1段階は社会問題の論争点を子どもに把握させる段階である。まず，S社解雇事件の新聞記事を使って「男性社員はどのような主張を行ったのだろうか。それはなぜか」「S社はどのような主張

を行っただろうか、それはなぜか」といった問いの答えを考えさせることによって、S社解雇事件とは、性同一性障害の男性社員の女装出勤が懲戒解雇処分に相当するか否かが争われた裁判であることを把握させる⁷⁾。そして、「あなたは男性社員とS社どちらを支持しますか、それはなぜですか」という問いを投げかけ、S社解雇事件に対する自分の意見を表明させる。第1段階では、S社解雇事件を教材にしてその論争点を把握させることによって、性同一性障害問題という社会問題に対する自分の考えを意識化させるわけである。

第2段階は社会問題の価値観対立を子どもに分析させる段階であり、前半部と後半部の2つから構成されている。前半部では、スペインの性同一性障害者関連法を事例にして男性社員の主張の裏付けとなる価値観を分析させる⁸⁾。「スペインの

性同一性障害者関連法は、日本の法律とどのように異なるだろうか」「スペインではなぜ婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できるのだろうか」という問いの答えを考えさせ、スペインでは婚姻や性別適合手術の有無を性別変更の要件にしないことによって、同性婚など様々な性のあり方を生きる人々の権利を保障しようとしていることを把握させる。その上で「私たちはなぜ男性社員の主張を支持するのだろうか」という問いの答えを考えさせ、私たちが男性社員を支持する理由は、多元的な性秩序を認めて誰もが自分らしく生きることができるようにした方がよいと考えているからであることを把握させる。後半部では日本の性同一性障害者性別取扱特例法を事例にしてS社の主張の裏付けとなる価値観を分析させる⁹⁾。「日本の性同一性障害者性別取扱特例法は、

表1 単元「性同一性障害問題を考える」の授業構造

段階	教師の主な発問や指示		主な教材	子どもに習得させたい知識	
	上位発問	下位発問		下位知識	上位知識
論争点を把握する	あなたは男性社員とS社どちらを支持しますか、それはなぜですか。	<ul style="list-style-type: none"> 男性社員はどのような主張を行っただろうか、それはなぜか。 S社はどのような主張を行っただろうか、それはなぜか。 	S社解雇事件	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒解雇は不当。性同一性障害と診断され治療も受けており女装出勤は許されるべきだから。 懲戒解雇は適当。配置転換命令や女装出勤の禁止という業務命令に従わなかったから。 	多様な答え。
価値観を分析する	私たちはなぜ男性社員の主張を支持するのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> スペインの法律は日本の法律とどのように異なっているだろうか。 スペインでは、なぜ婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できるのだろうか。 	スペインの性同一性障害者関連法	<ul style="list-style-type: none"> スペインでは性同一性障害と診断されると婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できる。 同性婚など様々な性のあり方を生きる人々の権利を保障するためには、婚姻していることや性別適合手術を受けていることは性別変更上必要ではないから。 	多元的な性秩序を認めて誰もが自分らしく生きることができるようにした方がよいと考えているから。
	私たちはなぜS社の主張を支持するのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> 日本の法律はスペインの法律とどのように異なっているだろうか。 日本では、なぜ婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別変更の要件になっているのか。 	性同一性障害者性別取扱特例法	<ul style="list-style-type: none"> 日本では、婚姻していないことや性別適合手術を受けていることなどが性別変更の要件である。 異性婚を中心にした二元的な性秩序を維持するためには、婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別を変更する上で必要になるから。 	二元的な性秩序を維持して誰もが男らしく女らしく生きることができるようにした方がよいと考えているから。
意見を再形成する	拘置所調髪事件の対応策をランキングしよう。	<ul style="list-style-type: none"> 拘置所調髪事件には、どのような対応策があるだろうか。 	拘置所調髪事件	<ul style="list-style-type: none"> 「丸刈り実施策」戸籍の通り男性として扱い丸刈りにすべき。 「丸刈り猶予策」戸籍上の性別を変更するまで丸刈りを猶予すべき。 「丸刈り中止策」女性として生活しているため丸刈りを中止すべき。 「丸刈り廃止策」性の多様性に配慮し丸刈り規定を廃止すべき。 	多様な答え。

(筆者作成)

スペインの法律とどのように異なるだろうか」
「日本ではなぜ婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別変更上必要になるのだろうか」という問いの答えを考えさせ、日本では婚姻や性別適合手術の有無を性別変更の要件にすることによって、異性婚を中心にした二元的な性秩序の維持をめざしていることを把握させる。その上で「私たちはなぜS社の主張を支持するのだろうか」という問いの答えを考えさせ、私たちがS社を支持する理由は、二元的な性秩序を維持して誰もが男らしく女らしく生きることができるようにした方がよいと考えているからであることを把握させる。第2段階では、性同一性障害者の性別の取り扱いに関するスペインと日本の法律を取り上げることによって、男性社員とS社の主張の裏付けとなる価値観を子どもに分析させるわけである。

第3段階は、これまでの学習で習得した価値観対立の見方を活用して、社会問題に対する自分の意見を再形成させる段階である。この段階では、まず、二元的性秩序観と多元的性秩序観という価値観対立の見方を活用して、性同一性障害の男性受刑者が拘置所長を訴えた拘置所調髪事件の対立構造を分析させる⁹⁰。そして「丸刈り実施策」「丸刈り猶予策」「丸刈り中止策」「丸刈り廃止策」という拘置所調髪事件の4つの対応策を提示し、これらの対応策をランキングさせその順位付けの基準を発表させることによって、拘置所における性秩序のより公正なあり方について意見交換させる⁹¹。単元「性同一性障害問題を考える」は、「論争点の把握」「価値観の分析」「意見の再形成」という3つの段階に即して授業を構成することにより、子どもたちを取り巻く二元的性秩序の現実気付かせ、その公正なあり方について考えさせることをめざしているわけである。次節では、この単元を事例にして、子どもの授業評価を組織する方法について見ていくことにしよう。

Ⅲ. 子どもが授業評価を行う社会科評価計画の方法－社会問題科の場合－

1. 評価の視点－民主主義の担い手の育成－

単元「性同一性障害問題を考える」の授業を子

どもに評価させるためには、どのような視点を設定すればよいのだろうか。結論を先取りすると、社会科を「民主主義の担い手を育てる教科」として定義し、それを視点に授業を評価させなければならない。なぜなら、社会問題科としての社会科は、その授業作りの視点が実在論であれ唯名論であれ、主権者の育成をダイレクトにめざすからである⁹²。そのため、子どもに社会問題科の授業を評価させようとするれば、授業が民主主義の担い手を育てる上で意味があるか否かを検討させる必要があるわけである。

しかしながら、社会科を「民主主義の担い手を育てる教科」と定義し、それを視点にするだけでは、子どもに授業を評価させることは難しい。なぜなら、民主主義の概念について学習する単元は、例えば中学校の場合、政治学習や現代史学習の一部に限られるため、その意味を十分に理解している子どもは少ないと考えられるからである。そのため、この定義を授業評価の視点にするためには、民主主義の意味を小中学生が理解できるようにしなければならない。その際、民主主義という概念がもつ次の3つの意味合いを踏まえて、社会科の定義を翻案する必要があると考える⁹³。

第1に民主主義の目的に関すること。民主主義という制度は、個人の尊厳を尊重することを基盤にしており、それを目的としていること。第2に、民主主義の内容に関すること。我が国の場合、代表制民主主義の制度を採用して、国民が代表者をコントロールして政治を行う仕組みになっていること。第3に民主主義の方法に関すること。国民は、選挙や請願など、様々な方法を通して主権を行使できること。

これら3つの意味合いを踏まえて、「民主主義の担い手を育てる教科」という社会科の定義を翻案すると、「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせるチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける教科」と言い換えることができるのではないだろうか。「国民が選挙で選んだ代表者に」という定義の前半部は、我が国では国民に主権があり、国民がそれを行使して代表者による政治を行うことが分かるように設定した。「国民の人権を大切に政治を行わせる」

という定義の後半部は、民主政治では個人の尊重が基本であることや国民が代表者をコントロールしなければならないことが分かるように設定した。そのため、この定義を使って社会問題科の授業を評価させれば、子どもは、民主主義という言葉が含意する3つの意味合いに照らして授業の有効性を検討できると考える。次節では、単元「性同一性障害問題を考える」を事例に、子どもの授業評価の詳細を見ていくことにしよう。

2. 評価の方法－評価視点の習得・活用・反省－
前節では、子どもに理解可能な社会科の定義を作り、社会問題科としての社会科の授業を評価する視点を設定した。次は、この定義を視点に子どもに授業を評価させる評価計画を作成しなければならない。単元「性同一性障害問題を考える」を事例にして、子どもの授業評価を計画すると、次頁の表2のように示すことができる。

授業評価は3つの段階で構成されている。第1段階は授業評価の視点を習得させる段階。この段階の学習活動は、単元「性同一性障害問題を考える」の授業実施前に全1時間で組織する。この時間の「導入」では、『中学校学習指導要領解説 社会編』を使って社会科の教科目標が民主的な国家・社会の形成者の育成であることを確認した後、「戦後の日本はなぜ民主的な国作りをめざしたのだろうか」という学習課題を提示して、その答えを小学校の学習をもとに予想させる。子どもたちの多くは「第二次世界大戦でアメリカを中心とした連合国軍に負けたからではないか」と学習課題の答えを予想するのではないか。「展開」では、日本国憲法の施行に伴い全国の各家庭に配布された『新しい憲法 明るい生活』⁹⁾の挿絵を使って、「民主主義の仕組みを採用すると、なぜ国民の基本的人権を尊重できるのだろうか」「民主主義の仕組みの下で国民の基本的人権を尊重する政治が行われない場合、国民はどうすればよいか」などの問いを投げかける。そして、これらの発問の答えを考えさせることによって、戦前の政治の仕組みと比べると政治に携わる人々が国民に選挙されているため国民の人権が尊重される可能性が高いこと、民主主義の下では国民の人権を侵害する政治家に対しては選挙で投票しないという選択肢が

国民にあることを学習させる。「終結」では、新憲法公布以前の政治の仕組みを反省して、国民が選挙で選んだ代表者に政治を行わせることで国民の人権を大切に作る国づくりをめざしたからであるという学習課題の答えを確認し理解させる。そして、「民主的な国家・社会の形成者になるためには、社会科でどのようなチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける必要があるか」という問いを投げかけ、社会科は「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に作る政治を行わせるチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける」教科であることを理解させる。第1段階では、授業評価の視点となる社会科の定義を習得させることによって、性同一性障害問題の授業に対して自分の考えを表明する視点を形成させるわけである。

第2段階は授業評価の視点を活用させる段階。この段階の学習活動は単元「性同一性障害問題を考える」の授業実施直後に数分間で組織する。「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に作る政治を行わせる上で単元『性同一性障害問題を考える』の学習は役に立つと思いませんか」「役に立つと答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立つと思った理由は何ですか」「役に立たないと答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立たないと思った理由は何ですか」という3つの問いを投げかけ、本単元の授業を評価させる。本単元の学習に意義を感じた生徒は「二元的性秩序観や多面的性秩序観のことが分かった。国民の代表者には様々な人々の人権を大切に作る政治を行ってもらいたいから」と答えたり、本単元の学習にあまり意義を感じなかった生徒は「誰がどのような性別観を持っているかということは個人の問題であって政治の問題ではないと思ったから」と答えたりするのではないか。第2段階では、第1段階で学習した定義を評価視点として活用させることによって、性同一性障害問題の授業に対する自分の考えを表明させるわけである。

第3段階は授業評価の視点を反省させる段階。この段階の学習活動は単元「性同一性障害問題を考える」の授業実施後に全1時間で組織する。「『国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に作る政治を行わせるチカラを身に付ける教科』

という社会科の定義に修正を加えた方がよいと思
いますか。もしあるとすれば、どのように修正し
ますか」という問いを投げかけ、第1段階で学習

した社会科の定義について再考させたい。定義を
修正するにせよしないにせよ、このような機会を
設けて評価視点のよりよいあり方について考えさ

表2 単元「性同一性障害問題を考える」の評価計画

段階	時間	教師の主な発問や指示	予想される子どもの反応と子どもに習得させたい知識
評価視点の習得	1時間 単元実施前	<ul style="list-style-type: none"> 社会科は何のためにあるのだろうか。 社会科の目的を『中学校学習指導要領解説 社会編』を読んで確認しよう。 「民主的」「国家」等、難しい言葉の意味を国語辞典で確認しよう。 社会科という教科が誕生したのはいつだろうか。日本が民主的な国作りを目指したのはいつだったか小学校の学習を思い出してみよう。 ○戦後の日本はなぜ民主的な国作りをめざしたのだろうか。憲法普及会編『新しい憲法 明るい生活』の挿絵を手がかりに考えよう。 「以前」と「今」の政治の仕組みを見比べて、気付いたこと・考えたこと・思ったことを挙げてみよう。 「以前」と「今」の仕組みを比べて、最も大きな違いは何だろうか。 「以前」と「今」の違いを踏まえると、民主主義とはどのような仕組みだろうか。 「以前」の仕組みの下では、どのような問題が起きただろうか。 戦争は、国民のどのような権利を侵害しただろうか。 国民の基本的人権を尊重するためには、どのような政治の仕組みが必要だろうか。 民主主義の仕組みを採用すると、なぜ国民の基本的人権を尊重できるのだろうか。 「以前」の仕組みでは、なぜ国民の基本的人権を尊重する政治が行われることが難しいのだろうか。 民主主義の仕組みの下では、国民の基本的人権を尊重する政治が必ず行われるのだろうか。 民主主義の仕組みの下で国民の基本的人権を尊重する政治が行われない場合、国民はどうすればよいか。 「以前」の仕組みの下で国民の基本的人権を尊重しない政治が行われた場合、国民はどうすればよいか。 戦後の日本が民主的な国作りをめざした理由は何だろうか。 ○民主的な国家・社会の形成者になるためには、社会科でどのようなチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界や日本の地理や歴史などを知るためにあるのではないか。 社会科の目標は平和で民主的な国家・社会の形成者の資質を養うこと。 例えば「民主的」とは「民主主義の考え方になっていること」の意。 日本は第二次世界大戦後に民主主義国家として出発した。社会科は1947年に民主主義の担い手を育てる教科として誕生した。 戦争に負けたからではないか。（『新しい憲法 明るい生活』が1947年5月3日に発行され全国の各家庭に配布された。） 「以前」は大臣や重臣が国民を支配するだけだ。「今」は国民が選挙で選んだ国会議員が法律を作っている。 「以前」は国民による選挙がないが「今」は国民による選挙がある。 民主主義とは、国民が選挙で国会議員を選び、その人たちが政治を行う仕組みだ。 「以前」の仕組みの下では、日中戦争や太平洋戦争が起きた。 戦争は国民の平和に生きる権利など様々な基本的人権を侵害する。 国民が選挙で政治に携わる人を選ぶ民主主義の仕組みが必要ではないだろうか。 国民の基本的人権を侵害する可能性がある立候補者を国民は選挙で選ぶことはないから。 「以前」の大臣や重臣は選挙された人ばかりではないため、国民の人権にあまり配慮しなかったのではないか。 国民が選挙で国民の人権を尊重しない政治家を選ぶ可能性が全くないわけではない。 国民の人権を尊重しない政治家を選んでしまった場合は、次の選挙で他の政治家を選べばよい。 政治に携わる人を選挙できない場合もあるので暴力に訴える以外他に方法がないのではないか。 ○「以前」の仕組みを反省して、国民が選挙で選んだ代表者に政治を行わせることで国民の人権を大切にする国づくりをめざしたから。 ○社会科は「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせるチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける」教科である。
		<ul style="list-style-type: none"> ○国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせる上で単元「性同一性障害問題を考える」は役に立つと思いませんか。 ○「役に立つ」と答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立つと思った理由は何ですか。 ○「役に立たない」と答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立たないと思った理由は何ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役立った。役立たなかった。 ○二元的性秩序観や多元的性秩序観のことが分かった。国民の代表者には様々な人々の人権に配慮する政治を行ってほしいから。 ○誰がどんな性別観を持っているかということは政治ではなく個人の問題だと思ったから。
評価視点の活用	数分 単元終了時		

評価視点の反省	<p>1時間—単元終了後</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果を発表しよう。 ○みんなの発表を聞いて、改めて本単元が役立つ授業であったかどうか考えてみよう。 ○本単元の学習を踏まえた場合、「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせるチカラを身に付ける教科」という定義に修正を加えた方がよいと思いますか。もしあるとすれば、どのように修正しますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な答え。 ○友達の見聞き誰がどのような性別観を持つかは政治の問題だと思った。 ○社会科の定義の「国民」という表現を修正した方がよい。「国民」と言っても性的少数者だけでなく性的少数者の人々もいるので、「国民」という表現を「様々な国民」とかに変更した方がよいのでないだろうか。
---------	---	---

(筆者作成)

せることが重要ではないだろうか。第3段階では、評価視点として活用した社会科の定義を反省させることによって、授業だけでなく、それを見る視点についても自分の考えを表明させるわけである。

以上のように、単元「性同一性障害問題を考える」の評価計画は、子どもに社会科の定義を評価視点として習得・活用させ、それを反省させるように構成されている。この計画に基づいて授業評価を実施すれば、社会科の定義に即して授業に対する意見を表明させることができるため、子どもの批判に開かれた形で授業の改善をよりよく行うことができるのではないだろうか。次章では、本章で計画した授業評価の結果を提示し、その結果について考察しよう。

IV. 子どもの授業評価を活用した社会科授業改善の実際—熊本大学教育学部附属中学校の場合—

1. 評価結果の概要—第3学年の場合—

熊本大学教育学部附属中学校の坂田秀一教諭の協力を得て、第3学年の生徒を対象に全5時間で実験授業を2016年1月に実施した。

生徒の授業評価は、第4時と第5時に実施した。第4時では、単元「性同一性障害問題を考える」の授業終了後に、「『国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせる』上で本単元の学習は役に立つと思いませんか」という単元の有効性に関する評価活動に取り組みさせた。第5時では、単元の有効性に関する意見交換を行なった後、第4時と同じ質問を投げかけるとともに、「本単元の学習を踏まえた場合、社会科の定義で見直した方がよい点はあるだろうか」という社会科の定義修正に関する評価活動に取り組みさせた。この第5時に実施した評価活動の結果は、次頁の表3のように示すことができる。

まず、「『国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせる』上で本単元の学習は役に立つと思いませんか」という単元の有効性に関する3年生150人の評価は、「役に立つ」と答えた生徒が134人(89.3%)、「役に立たない」と答えた生徒が13人(8.7%)、「選択不能・無回答」の生徒が3人(2.0%)という結果となった。次に、「本単元の学習を踏まえた場合、社会科の定義で見直した方がよい点はあるだろうか」という社会科の定義修正に関する3年生150人の評価は、定義修正の必要が「ある」と答えた生徒が110人(73.3%)、定義修正の必要が「ない」と答えた生徒が32人(21.3%)、「選択不能・無回答」の生徒が8人(5.3%)という結果になった。

次節では、紙幅の都合により、本論文の主題である授業改善とより関わりが深い、単元の有効性に関する評価結果について分析する。その際、授業者が「本研究の趣旨をよく踏まえた上で授業を展開できた」と感じた3年3組の評価結果を取り上げることにしたい¹⁵⁾。

2. 評価結果の分析—3年3組を事例にして—

本節では、単元の有効性に関する3年3組の評価結果を分析することにより、単元「性同一性障害問題を考える」の授業が民主主義の担い手を育てる上でどのような効果があったか検討しよう。

本研究では、生徒の回答を分析するために、「主権者意識」「個人の尊重意識」「権力の操縦意識」という3つの観点を設定した。これら3つの観点を設定した理由は、「国民が選挙で選んだ代表者に」という社会科の定義の前半部に注目する生徒は単元の学習意義を「主権者意識」や「権力の操縦意識」の高まりに見出すと考えられるし、「国民の人権を大切に政治を行わせる」という定義の後半部に注目する生徒は単元の学習意義

表3 単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果－附属中学校第3学年の場合－

評価項目		1組	2組	3組	4組	合計
「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に する政治を行わせる」上で 本単元の学習は役に立つと 思いましたか	役に立つ	39人 (97.5%)	36人 (97.3%)	33人 (94.3%)	26人 (68.4%)	134人 (89.3%)
	役に立たない	1人 (2.5%)	1人 (2.7%)	1人 (2.9%)	10人 (26.3%)	13人 (8.7%)
	選択不能・無回答	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	1人 (2.9%)	2人 (5.3%)	3人 (2.0%)
本単元の学習を踏まえた場 合、社会科の定義で見直し た方がよい点はあるだろう か	あ	27人 (67.5%)	30人 (81.1%)	23人 (65.7%)	30人 (78.9%)	110人 (73.3%)
	ない	9人 (22.5%)	5人 (13.5%)	10人 (28.6%)	8人 (21.1%)	32人 (21.3%)
	選択不能・無回答	4人 (10.0%)	2人 (5.4%)	2人 (5.7%)	0人 (0.0%)	8人 (5.3%)

(筆者作成)

を「個人の尊重意識」や「権力の操縦意識」の高まりに見出すと考えたからである。これら3つの観点に基づいて3年3組35人の回答を分類すると、次頁の表4のように示すことができる。なお、回答結果の分類は、表4の下線部に注目して行った。

「主権者意識」の項目に分類した回答は20人、全体の57.1%を占めた。自ら進んで行動したり投票したりする大切さが分かったことに単元の学習意義を見出していると判断できる生徒の回答は、その箇所には波線で下線を引きこの項目に分類した。「個人の尊重意識」の項目に分類した回答は28人、全体の80.0%を占めた。多様な人々の人権に配慮する大切さが分かったことに単元の学習意義を見出していると判断できる生徒の回答は、その箇所には点線で下線を引きこの項目に分類した。「権力の操縦意識」の項目に分類した回答は3人、全体の8.6%を占めた。代表者の政治活動を監視し制御する大切さが分かったことに単元の学習意義を見出していると判断できる生徒の回答は、その箇所には太線で下線を引きこの項目に分類した。

単元の有効性に関する3年3組35人の評価結果は以上のように整理できる。この分類結果に基づくと、単元「性同一性障害問題を考える」の授業は、生徒の「主権者意識」や「個人の尊重意識」を高める上で大きな効果を発揮する授業であったといえる。このような結果になった要因は、性同一性障害問題を社会問題の唯名論の視

点で教材化し、より公正な社会秩序のあり方を考えさせた点にあると考える。なぜなら、そのような学習を組織すれば、社会的に議論されている複数の秩序の作り方に照らして、自分の社会への関わり方が公正かどうか生徒に反省させることができるからである。その結果、異質な他者に対する寛容性が高まって「個人の尊重意識」が向上したり、社会問題の当事者意識が高まって「主権者意識」が向上したりしたのではないだろうか。

しかしながら、民主主義の担い手を育てるという視点からみた場合、生徒の「権力の操縦意識」を高めることができなかった点で本単元には課題がある。このような結果になった原因は、拘置所調髪事件の扱い方にあると考える。この事件は、S社解雇事件とは異なり、個人が公権力の違法性を訴えた行政訴訟である。そのため、この教材を使えば、公権力のあり方について考えさせることができたはずである。しかし、実際には、拘置所における性秩序について意見交換させることに留まり、拘置所を公権力の一機関として意識させることが十分にできなかった。その結果、公権力のあり方について考えさせることができず、「権力の操縦意識」が高まらなかったのではないかと。

単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果を分析すると、「主権者意識」及び「個人の尊重意識」の項目では生徒が単元の学習意義を見出しているが、「権力の操縦意識」の項目では単元の

表4 単元の有効性に関する3年3組35人の評価結果の分析

番号	選択肢	選択理由	主権者	個人尊重	権力操縦
1	役に立つ	何をもって社会科の意味とするかは個人の価値観だが、今回の明白なポイントはこの問題について考えることに取り組めたかどうかである。これをどう取るかは別だとしても <u>人権を大切に思うことができた人はいたと思う。</u>		○	
2	役に立つ	日本とスペインの法律を比較したことで白黒はっきりつける必要はないし、 <u>様々な人がいることが分かった。いろいろなことをふまえた上で政治をしてくれる人を選ぶ力がつくと思う。</u>	○	○	
3	役に立つ	様々な視点から考え、民主主義における選挙の重要さが分かった。そのため、 <u>一人一人が自ら判断し、選挙を行う意識を高めることができると思うから。</u>	○		
4	役に立つ	スペインの法律と日本の法律を比較することで日本の法律を批判的に見ることができた。その上で日本の基準を世界の基準と合わせなければならぬとわかり、そのために法整備をしてくれる <u>代表者を選ばなければならない。</u>	○		
5	役に立つ	<u>国民が代表者を選び政治を行うう</u> えで多面的に見て考えることが大切だと分かり、この単元の学習では物事を多面的に見る力について学習したから。	○	○	
6	役に立つ	今までの例でもあったように今の日本の法律は他国に比べて遅れているので、この単元によって <u>将来の自分たちが政治に参加できるようになった時に正しいものを選べる。</u>	○		
7	役に立つ	スペインと日本の法律に違いがあるのは、その国の文化や思想に違いがあるからということが分かった。今の時代に <u>あった法が必要で、それをつくってくれる代表者を国民が選ぶ必要性も感じた。</u>	○		
8	分からない	確かに佐藤(仮名)の言うテーマの不適切さはあると思った。実際に選挙で争点となる経済や人権や米軍基地などのテーマの方がよいのではないかな。	-	-	-
9	役に立つ	性同一性障害の人が初めて裁判を起こしたということで今注目されている。そんな日本社会の中で <u>自分なりの意見を持ち、行動していくことで少数派の人々が問題なく生活できる社会に近づくのではないかと考えたから。</u>	○	○	
10	役に立つ	国民の人権(解雇の問題)が侵害された際にそれを国民が憲法の下で訴えることができると分かったから。また、 <u>そのような人が生まれないようにするための法整備、代表者を選べると思ったから。</u>	○	○	
11	役に立つ	様々な国民がいると理解した代表者が政治を行うことで <u>全ての国民の人権が守られるようになる</u> と思うから。		○	
12	役に立つ	国が違えば法も違うのは当たり前のことではあるが、グローバル化が進んでいく中でずっと閉鎖的だった日本も外国の価値観に追いついていくべきだということに気づけたから。		○	
13	役に立つ	少数派が利益を被るとあるが、だからこそ、今回のように世界の基準との差を学び <u>その不利益を減らす努力をするため</u> にあるのではないだろうか。	○	○	
14	役に立つ	やはり今回の解雇事件では人権の視点からみると個人か公共か法においては世界との比較ができ、 <u>不当か妥当かを考えたこと自体に意味がある</u> と思うから。		○	
15	役に立つ	現在の日本の法律では思い返してみると、皆の意見とはうらはらな法がある現実があり、 <u>その法が今回の事例を起こしたと言ってもいい。そう考えると世界の基準に合わせた法整備を行うことでまず選ぶ我々がその現実を知れた。</u> そのことが今回の学習の意義だと思った。	○	○	
16	役に立つ	これからの日本や世界で生活していくと、たくさん <u>のことが起こるため、今回の授業のように物事を多面的に、人を同じところからみることができた時間</u> となったから。		○	
17	役に立つ	実現はしていない事例ではあるが、「現状を知り未来を考える」公民的分野では、グローバル化や <u>個人の尊重、公共の福祉</u> といろいろな切り口ができる例として良いと思う。		○	
18	役に立つ	個人の尊重と全体主義について考えることができ、日本は全体主義で偏った政治をしていると <u>思い、もっと多面的に考える必要がある</u> と感じたから。		○	

19	役に立つ	人権と公共の利益とのほさまの事象を考察することで国民の人権はどこまで認められるかを見ることができたから。		○	
20	役に立つ	代表者は法整備をして現在法では守られていない性同一性障害の人などの人権を守らなければならず、この単元の学習によって政治のあり方を考えることができたから。	○	○	○
21	役に立つ	自分たちも様々な人の人権について考えておかなければ、良い代表者を選ぶことができないと考えるから。	○	○	
22	役に立つ	スペインの法律と日本の法律を比較した時に、日本の法律は柔軟性がないと思った。これから、法整備をするにあたって世界と比較して考えることは大切だと思ったから。		○	
23	役に立つ	選挙の必要性、国民が選んだ代表者に政治を行わせる理由が過去の事件を振り返ることで理解でき、自分が選挙をする際、きちんと考えて行動することができるようになると思うから。	○	○	○
24	役に立つ	性同一性障害という事例を扱うことでどの立場にたつか、どう判断するかということを考えて、このようなことを日常生活の中で何らかの形でいかしていけるようになるから。	○	○	
25	役に立つ	代表者は国民によって選ばれるため今後の私たちが人権を深く理解することが大事なので、それを社会科によって養うことができたから。	○	○	
26	役に立つ	鈴木(仮名)の意見の中にあつた「国民が全員、社会科への関心を高めて…」となれば、個人レベルで日本の進むべき道を考えるようになり、「自分のために、他はどうでも良い」という考えがなくなる。	○	○	
27	役に立つ	人権に関する問題を学習することでそれぞれの人の思いがわかり、人権を大切にしようと思えることができるから。		○	
28	役に立つ	障害を持った人々の事例を学習していくことで、国民の人権を大切に政治を行わせなければならないなと感じたから。		○	○
29	役に立つ	選挙で代表者を選ぶときに政権公約などをしっかりと理解した上で選ぶ必要があると分かったから。	○		
30	役に立つ	様々な事例に触れることで現代社会では多面的批判的視点が必要とされていること分かり、この学習をすることでそんな視点が養われたと感じたから。		○	
31	役に立たない	性同一性障害者が従来の固執した法律によって窮地に追い込まれているという事例から「弱者が勝つことはできない」という印象の方が強い「人権の尊重」の政治が日本で行われていないと思えないから。	-	-	-
32	役に立つ	少数派の人権について考える事は、私たちの未来につながると思う。もしかしたら自分が代表者の立場になるかもしれないし選挙で代表者を選ぶかもしれない。その時に、この事例を知ることで人権を大切にすることができるかもしれない。	○	○	
33	役に立つ	多面的批判的に物事を判断することで今まで対応しきれていないかもしれないことを見つけ、よりよく変化していくことができると思うから。		○	
34	役に立つ	日本と世界では価値観に大きく差があり、それによって差別がひんぱんに起こっているということがわかった。また、他の人の意見を聞いて確かに色々な人の人権を考えられる代表者を選出すべきだなと思わされた。	○	○	
35	役に立つ	人権に関する過去の問題について学ぶことで物事を多面的に見ることの大切さが分かった。物事を多面的・批判的に見る力をつけて代表者を選ぶことでそのような政治ができると思った。	○	○	
合計人数(%)			20 (57.1)	28 (80.0)	3 (8.6)

(筆者作成)

学習意義を見出せていないと評価できる。社会科の定義に即して授業に対する意見を表明させる授

業評価を実施すれば、教師はその結果を利用して授業改善の糸口を見出すことができるわけである。

V. 研究の成果と課題－授業の批評者の育成－

本研究では、子どもに開かれた形で授業を検討するためにはどうすればよいかという問いに答えるために、子どもの授業評価を活用して授業改善を図るという研究方法を提起し、その具体像を単元「性同一性障害問題を考える」に即して提示した。本研究の意義と課題は以下の通りである。

研究の意義は、子どもを社会科授業の批評者として成長させることができる点である。従来の社会科授業では、子どもは、教師が開発した授業の対象者にすぎなかった。それに対して本研究では、子どもが授業に対する意見を表明する評価方法を開発することによって、子どもを授業の批評者として育成できることを明らかにした。

研究の課題は、「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に政治を行わせるチカラを身に付ける教科」という定義の仕方や作らせ方を見直すこと。授業出席者の約7割が定義の修正が必要であると回答する結果になったが、これは定義の仕方や作らせ方に問題があったからではないか。具体的には、民主主義の言葉がもつ3つの意味合いを踏まえて社会科の定義の仕方を十分に議論させなかったことや、その議論に基づき定義を彼ら自身に作らせなかったことに問題があったのではないか。これらの問題を解決し、より開かれた授業検討方法にすることが今後の課題である。

本研究で提起した授業改善の方法は、早急に解決しなければならない課題を抱えているが、教師が教科目標に関する知見を子どもと共有することにより授業を共同的に改革することをめざす社会科授業改革の実験的取組であると評価できる。

【注記・引用文献】

- (1) 森分孝治 (1978) 『社会科授業構成の理論と方法』明治図書。
- (2) 原田智仁 (2000) 『世界史教育内容開発研究－理論批判学習－』風間書房が典型的である。
- (3) 同上書, p.53.
- (4) 子どもの意見表明権と授業評価の関わりは、西岡加名恵 (2002) 「教育評価への子どもの参加－ポートフォリオ評価法－」日本教育方法学会編『子ども参加の学校と授業改革』図書文化社, pp.110-125を参考にした。
- (5) 社会問題科については、渡部竜也 (2012) 「社会問題科としての社会科」社会認識教育学会編『新 社会科教育学ハンドブック』明治図書, pp.93-101を参考にした。
- (6) 藤瀬泰司 (2013) 『中学校社会科の教育内容の開発と編成に関する研究－開かれた公共性の形成－』風間書房に収めた単元「性同一性障害問題を考える」を大幅に修正した。
- (7) S社解雇事件については、「性同一性障害の男性『女装』理由に解雇」『毎日新聞』(2002/6/13), 及び「S社(性同一性障害社解雇)事件」『労働判例』第830号(2002), pp.13-21などを参考にした。
- (8) スペインにおける性同一性障害者の性別取扱については、大島俊之(2011)「諸外国では、法的な性別の変更ができるのですか?」野宮亜紀, 針間克己, 大島俊之, 原科孝雄, 虎井まさ衛, 内島豊『性同一性障害って何?』緑風出版, pp.197-208, 及び谷口洋幸(2007)「海外で同性間の結婚を認めている国はありますか?」杉浦郁子, 野宮亜紀, 大江千束編著『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版, pp.90-93を参考にした。
- (9) 性同一性障害者性別取扱特例法については、針間克己, 大島俊之, 野宮亜紀, 虎井まさ衛, 内島豊, 上川あや(2013)『性同一性障害と戸籍』緑風出版を参考にした。
- (10) 拘置所調髪事件については、「名古屋地判平成18年8月10日」『判例タイムズ』第1240号(2007), pp.203-211を参考にした。
- (11) 拘置所調髪事件の対応策を考えるにあたっては、大島俊之(2002)『性同一性障害と法』日本評論社, pp.323-335を参考にした。
- (12) 前掲論文(5), pp.93-94.
- (13) 民主主義の意味を翻案するにあたっては、文部科学省(2004)『あたらしい憲法のはなし・民主主義』展望社, 及び高見勝利編(2013)『あたらしい憲法のはなし 他二編』岩波書店を参考にした。
- (14) 憲法普及会編「新しい憲法 明るい生活」高見勝利編(2013)『新しい憲法のはなし 他二編』岩波現代文庫, pp.1-22.
- (15) 定義修正に関する3年3組35人の回答結果は、藤瀬泰司(2016)「子どもの授業評価を活用する授業理論検討方法の開発」社会系教科教育学会発表資料を参照された。

付記 本研究は、平成26～28年度科学研究費助成事業(基盤研究(C)課題番号26381221)による研究成果の一部である。なお、坂田秀一教諭には多大なご協力を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。